

(平成21年4月30日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認秋田地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 5 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から37年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、妻が夫婦二人分を一緒に特例納付したはずである。妻の分が納付済みとされ、私の分だけが未納となっていることに納得ができない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付し、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその妻は国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、申立人及びその妻の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人及びその妻は、昭和36年4月から同年9月までの保険料については夫婦二人分を53年11月2日に、申立期間に係る妻の保険料については、54年12月25日にそれぞれ特例納付していることが確認できることから、申立人の申立期間の保険料について、夫婦一緒に特例納付したとの主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 40 年 4 月 17 日まで

A事業所で勤務した分が脱退手当金を受給したこととなっているが、受給した日は出産の4日前であり動くことができず、ましてや社会保険事務所の場所も分からず手続の仕方も分からない。

さらに、昭和 41 年 5 月には国民年金に任意加入しており、脱退手当金をもらったとすれば「年金はいらない」という感覚であるはずで、受給したとされる日からわずか3か月で国民年金保険料を払い始めるのは不自然である。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 10 か月後の昭和 41 年 2 月 23 日に支給決定されたこととなっているが、A事業所において資格取得し脱退手当金を受給した4人の資格喪失から脱退手当金を受給するまでの期間は、最短が1か月、最長が17か月と区々である上、同事業所を退職した複数の者から、同事業所における脱退手当金の取扱いについて聴取したところ、いずれも事業主による代理請求はうかがえないことから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 40 年 5 月 17 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は脱退手当金が支給決定された後、間もなく国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和21年2月1日、資格喪失日は同年10月26日であると認められることから、資格取得日及び資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、昭和21年2月から同年9月までの標準報酬月額については、21年2月及び同年3月は50円、21年4月から同年9月までは240円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月ごろから23年3月ごろまで

私は、昭和20年の終戦後から23年3月ごろまで、A株式会社B事業所で働いたが、そのときの厚生年金保険加入記録が無いので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人がA株式会社B事業所において厚生年金保険に加入した記録は確認できなかったが、A株式会社が保管する従業員台帳により、申立人が昭和21年1月26日から同年10月26日までの期間において、B事業所に勤務していたことが確認できる上、社会保険庁が保管する厚生年金保険被保険者台帳により、申立人と同姓同名かつ同一生年月日で基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、申立人が21年2月1日から同年10月26日までの期間はA株式会社B事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

一方、申立期間のうち、上記以外の期間については、申立人及び同僚の勤務期間に関する記憶は曖昧であり、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料等も無く、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認

めることはできない。

なお、昭和 21 年 2 月から同年 9 月までの標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、21 年 2 月及び同年 3 月は 50 円、21 年 4 月から同年 9 月までは 240 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和 63 年 8 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 7 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで  
株式会社Aに勤務していた期間の厚生年金保険被保険者資格について、昭和 60 年 2 月 1 日に取得し、63 年 7 月 31 日に喪失したとされているが、給与明細書をみると、同年 7 月分の給与から厚生年金保険料が控除されているので、同年 7 月まで厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び元同僚の証言並びに申立人が所持している給与明細書から、申立人が株式会社Aに昭和 63 年 8 月 16 日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 63 年 7 月分の給与明細書の記録から、7 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、同事業所は既に全喪し、当時の事業主の消息が不明であることから確認できないものの、事業主が資格喪失日を昭和 63 年 8 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 7 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年 7 月 31 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る

同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格喪失日は、平成3年12月26日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を3年5月から同年9月までは34万円、3年10月及び同年11月は32万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月1日から同年12月26日まで

私は、申立期間において、A株式会社に勤務し、給料から標準報酬月額に見合った社会保険料が控除されていた。当時、会社は税金の滞納、給料の遅配等があったが、標準報酬月額が引き下げられ、納付記録が訂正されていたことは知らなかった。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA株式会社に勤務していたことが確認できるが、社会保険庁の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日及び申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成3年10月31日とされ、申立人の3年5月から同年9月までの標準報酬月額は、13万4,000円とされている。

また、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日及び申立人の資格喪失日の処理は、平成3年12月26日付けで<sup>そきゅう</sup>遡及して行われている上、申立人の同社における3年5月から同年9月までの標準報酬月額については、当初34万円と算定されていたものが、同社が適用事業所でなくなった日とされている3年10月31日以降の4年2月10日付けで<sup>そきゅう</sup>遡及して13万4,000円に訂正されていることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録によれば、A株式会社が適用事業所でなくな

った日に被保険者であった者（20人）すべてが<sup>そきゅう</sup>遡及して資格を喪失していることが確認できる上、それらの者のうち申立人を含め8人の者が当該処理の後に<sup>そきゅう</sup>遡及して標準報酬月額を引き下げられていることが確認できる。

加えて、複数の同僚の証言から、A株式会社が適用事業所でなくなった日である平成3年10月31日においては、同社の従業員数等に変更はなく、同日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、上記資格喪失及び標準報酬月額に係る処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、A株式会社が、厚生年金保険の全喪及び申立人の資格喪失の処理を行った平成3年12月26日であると認められる。また、申立人の3年5月から同年9月までの標準報酬月額については、訂正処理が行われる前の標準報酬月額である34万円、3年10月及び同年11月は32万円であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成8年9月から9年9月までは26万円、9年10月から10年8月までは24万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月1日から10年9月21日まで

私は、申立期間において、A有限会社に勤務し、給料から標準報酬月額に見合う社会保険料が控除されていた。経営が厳しくなったときに報酬の引下げの話があったが、承諾できないと断った。最近になって、標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることを知ったが納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間に係る給料支払明細書、所得税源泉徴収簿及び健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、社会保険庁の記録において、申立人のA有限会社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成8年9月から9年9月までは26万円、9年10月から10年8月までは24万円と、申立人が所持する給料支払明細書から確認できる標準報酬月額と同額が記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった10年9月16日以降の同年9月21日に、申立人の当該期間の標準報酬月額を遡及して9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額を全喪後に遡及して訂正する合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に

ついて、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が当初に届け出た標準報酬月額（平成8年9月から9年9月までは26万円、9年10月から10年8月までは24万円）に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格喪失日は、平成3年12月26日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を3年5月から同年9月までは38万円、3年10月及び同年11月は36万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月1日から同年12月26日まで

私は、申立期間において、A株式会社に勤務し、給料から標準報酬月額に見合った社会保険料が控除されていた。当時、会社は税金の滞納、給料の遅配等があったが、標準報酬月額が引き下げられ、納付記録が訂正されていたことは知らなかった。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA株式会社に勤務していたことが確認できるが、社会保険庁の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日及び申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成3年10月31日とされ、申立人の3年5月から同年9月までの標準報酬月額は、16万円とされている。

また、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日及び申立人の資格喪失日の処理は、平成3年12月26日付けで<sup>そきゅう</sup>遡及して行われている上、申立人の同社における3年5月から同年9月までの標準報酬月額については、当初38万円と算定されていたものが、同社が適用事業所でなくなったとされている3年10月31日以降の4年2月19日付けで<sup>そきゅう</sup>遡及して16万円に訂正されていることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録によれば、A株式会社が適用事業所でなくな

った日に被保険者であった者（20 人）すべてが<sup>そきゅう</sup>遡及して資格を喪失していることが確認できる上、それらの者のうち申立人を含め8人の者が当該処理の後に<sup>そきゅう</sup>遡及して標準報酬月額を引き下げられていることが確認できる。

加えて、複数の同僚の証言から、A株式会社が適用事業所でなくなった日である平成3年10月31日においては、同社の従業員数等に変更はなく、同日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、上記資格喪失及び標準報酬月額に係る処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、A株式会社が、厚生年金保険の全喪及び申立人の資格喪失の処理を行った平成3年12月26日であると認められる。また、申立人の3年5月から同年9月までの標準報酬月額については、訂正処理が行われる前の標準報酬月額38万円、3年10月及び同年11月は36万円であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格喪失日は、平成3年12月26日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を3年5月から同年9月までは34万円、3年10月及び同年11月は32万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月1日から同年12月26日まで

私は、申立期間において、A株式会社に勤務し、給料から標準報酬月額に見合った社会保険料が控除されていた。当時、会社は税金の滞納、給料の遅配等があったが、標準報酬月額が引き下げられ、納付記録が訂正されていたことは知らなかった。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA株式会社に勤務していたことが確認できるが、社会保険庁の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日及び申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成3年10月31日とされ、申立人の3年5月から同年9月までの標準報酬月額は、16万円とされている。

また、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日及び申立人の資格喪失日の処理は、平成3年12月26日付けで<sup>そきゅう</sup>遡及して行われている上、申立人の同社における3年5月から同年9月までの標準報酬月額については、当初34万円と算定されていたものが、同社が適用事業所でなくなった日とされている3年10月31日以降の4年2月19日付けで<sup>そきゅう</sup>遡及して16万円に訂正されていることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録によれば、A株式会社が適用事業所でなくな

った日に被保険者であった者（20人）すべてが<sup>そきゅう</sup>遡及して資格を喪失していることが確認できる上、それらの者のうち申立人を含め8人の者が当該処理の後に<sup>そきゅう</sup>遡及して標準報酬月額を引き下げられていることが確認できる。

加えて、複数の同僚の証言から、A株式会社が適用事業所でなくなった日である平成3年10月31日においては、同社の従業員数等に変更はなく、同日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、上記資格喪失及び標準報酬月額に係る処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、A株式会社が、厚生年金保険の全喪及び申立人の資格喪失の処理を行った平成3年12月26日であると認められる。また、申立人の3年5月から同年9月までの標準報酬月額については、訂正処理が行われる前の標準報酬月額である34万円、3年10月及び同年11月は32万円であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格喪失日は、平成3年12月26日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を3年5月から同年9月までは36万円、3年10月及び同年11月は34万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月1日から同年12月26日まで

私は、申立期間において、A株式会社に勤務し、給料から標準報酬月額に見合った社会保険料が控除されていた。当時、会社は税金の滞納、給料の遅配等があったが、標準報酬月額が引き下げられ、納付記録が訂正されていたことは知らなかった。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA株式会社に勤務していたことが確認できるが、社会保険庁の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日及び申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成3年10月31日とされ、申立人の3年5月から同年9月までの標準報酬月額は、20万円とされている。

また、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日及び申立人の資格喪失日の処理は、平成3年12月26日付けで<sup>そきゅう</sup>遡及して行われている上、申立人の同社における3年5月から同年9月までの標準報酬月額については、当初36万円と算定されていたものが、同社が適用事業所でなくなった日とされている3年10月31日以降の4年2月10日付けで<sup>そきゅう</sup>遡及して20万円に訂正されていることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録によれば、A株式会社が適用事業所でなくな

った日に被保険者であった者（20人）すべてが<sup>そきゅう</sup>遡及して資格を喪失していることが確認できる上、それらの者のうち申立人を含め8人の者が当該処理の後に<sup>そきゅう</sup>遡及して標準報酬月額を引き下げられていることが確認できる。

加えて、複数の同僚の証言から、A株式会社が適用事業所でなくなった日である平成3年10月31日においては、同社の従業員数等に変更はなく、同日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、上記資格喪失及び標準報酬月額に係る処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、A株式会社が、厚生年金保険の全喪及び申立人の資格喪失の処理を行った平成3年12月26日であると認められる。また、申立人の3年5月から同年9月までの標準報酬月額については、訂正処理が行われる前の標準報酬月額である36万円、3年10月及び同年11月は34万円であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から 62 年 3 月まで

A 区に単身で住んでいた昭和 58 年 2 月に国民年金に加入してからは、継続して国民年金に加入している。60 年 10 月に B 都道府県 C 市町村に戻ってからは、妻が夫婦二人分の保険料を納めてくれており、未納があるはずはないと思っていた。

妻からは、「夫婦二人しかおらず、私の保険料はすべて納付されているのに、あなたの分だけ未納なはずはない。」と言われている。

これまで納付書が送られてくれば必ず納めており、申立期間の保険料が未納となっていることに納得ができない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 10 月に A 区から B 都道府県 C 市町村に転入した以降は、C 市町村に居住していた妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付しており、申立期間の保険料についても妻が納付していたはずであると主張しているところ、申立人夫婦の保険料の納付状況をみると、申立期間直後の 62 年 4 月から平成元年 6 月までの保険料については、妻はすべて現年度納付されているのに対し、申立人については、ほとんどが過年度納付されていることが確認できるなど、夫婦の保険料の納付時期は相違していることが確認できる。

また、社会保険庁の記録から、申立人は、昭和 61 年 5 月に A 区を管轄する D 社会保険事務所において、住所地に居住が確認できない不在被保険者としての決定がなされていることが確認でき、申立人自身は、当時、転出入に伴い国民年金の住所変更手続を行った記憶が無いことから、申立人が 60 年 10 月の転出・転入時に国民年金の住所変更手続を適切に行ってい

なかったため、当時、C市町村及びE社会保険事務所では、申立人をC市町村に居住する国民年金強制被保険者として把握・管理しておらず、その結果、申立人が居住するC市町村において納付書の送付や保険料の納付勧奨が行われなかったことがうかがわれる。

さらに、C市町村が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の検認記録欄をみると、昭和60年10月から平成元年3月までの期間については、「未納」の表記が確認できるが、申立期間後の昭和62年度分については平成元年7月31日に一括して、昭和63年度分については平成2年7月31日、同年10月31日、3年1月31日及び同年3月13日の4回に分割して過年度納付され、昭和62年度及び63年度の検認記録が後に納付済みと修正されたことが確認できる上、62年度分の保険料が納付された平成元年7月31日時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月から同年11月までの期間及び9年8月から10年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年3月から同年11月まで  
② 平成9年8月から10年6月まで

30代のころから継続して治療を受けている傷病があるため、会社を退職した際には、必ず国民健康保険に加入していた。

国民年金と国民健康保険は、セットで加入するものとずっと思っており、市町村役場で加入手続をして、保険料を納付した記憶もある。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した時に国民健康保険と一緒に国民年金に加入し、申立期間①及び②の国民年金保険料について、A市町村役場で納付していたと主張するところ、社会保険庁の記録から、申立人は、平成8年3月1日に株式会社Bを、9年8月20日にC株式会社を退職する際、いずれも健康保険の任意継続手続を行い、8年3月2日から同年7月11日までの期間（ただし、申立人は、健康保険料の未納により、平成8年7月11日に資格喪失し、8年7月11日から同年12月2日までは国民健康保険に加入している。）及び平成9年8月21日から10年7月1日までの期間については、健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できる。

また、申立期間①及び②については、社会保険庁及びA市町村の記録では、いずれも国民年金未加入期間となっていることが確認でき、申立人は、申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたこ

とを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年6月から平成元年11月までの期間、3年2月から同年4月までの期間及び5年12月から6年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和63年6月から平成元年11月まで  
② 平成3年2月から同年4月まで  
③ 平成5年12月から6年7月まで

30代のころから継続して治療を受けている傷病があるため、会社を退職した際には、必ず国民健康保険に加入していた。

国民年金と国民健康保険は、セットで加入するものと思っており、市町村役場で加入手続をして、保険料を納付した記憶もある。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した時に国民健康保険と一緒に国民年金に加入し、申立期間①、②及び③の国民年金保険料について、A市町村役場で納付していたと主張するところ、社会保険庁の記録から、申立期間①及び②については、同期間が国民年金加入期間とされたのは社会保険事務所が被保険者資格取得日及び資格喪失日を遡及して訂正処理した平成6年1月28日以降であり、申立期間当時、申立期間①及び②は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間①及び②の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立人は、社会保険事務所による保険料の納付勧奨等は無かったと主張しているが、社会保険庁の記録から、平成8年6月6日に、申立期間③についての納入告知書が発行されていることが確認でき、B社会保険

事務所では、時効に至らない納付可能な過年度保険料については年1回納入告知書を発行し、納付されない場合は更に集合徴収の案内状を送付していたことを踏まえると、申立人の記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>である。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から49年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年3月から49年2月まで  
中学校を卒業してから父の事業所を手伝っていたが、昭和48年に父が亡くなり、49年に兄弟で有限会社Aを設立した。  
母親は生前、父親が国民年金の加入手続をし保険料を納めてくれていたと言っていた。兄弟の分は納まっていて、自分の分だけが納まっていないのはおかしいし、結婚してからは妻の保険料も納まっている。  
保険料は、集金に来ていた婦人会の人に支払っていたと思う。調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人自身は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付には関与しておらず、申立人の妻及び当時同居していた申立人の兄弟から聴取しても、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人は、父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれていたはずであると主張しているが、社会保険事務所の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは無く、申立人の父親は、申立人の国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認される。

さらに、申立人が居住する地区の婦人会で集金を担当していた元国民年金委員二人は、「年度初めに役場から、被保険者の氏名が記載された名簿が配付され、それを基に集金していた。」と証言しており、国民年金未加入者に対する集金を行うことはなかったものと考えられる。

加えて、申立人が居住する地区の元国民年金委員4人から聴取したが、申立人が国民年金に加入していた事実を確認できる証言等は得られず、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見

当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年6月ごろから同年11月ごろまで  
新聞にA株式会社B事業所の募集広告が掲載されていたので、昭和44年5月ごろに面接を受け、同年6月ごろから、6か月間の契約で11月ごろまで勤務した。

しかし、当該期間について、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得がいかない。調査をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、6か月間の契約でA株式会社B事業所に勤務していたと主張するところ、雇用保険の記録から、昭和44年6月4日から同年12月1日までの期間において、同事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A株式会社では、「当社が保管する健康保険厚生年金保険加入台帳及び社員カードのいずれにも申立人の記録は無かったので、厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。」と回答している上、同事業所の当時の社会保険事務担当者は、「季節雇用者の場合は、健康保険及び厚生年金保険の手続はしていない。仕事の都合により雇用期間が延びた場合でも、途中から厚生年金保険に加入させることもなかった。」と回答している。

また、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の記録は無く、健康保険の番号に欠番もみられない。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月ごろから平成 3 年 10 月ごろまで  
公共職業安定所の紹介で A 事業所に就職したが、求人情報に「社会保険有り」と記載されていた記憶がある。

入社時に社長の奥さんから、「将来のためになるから年金には入っておいた方がいい。」と言われて年金手帳を渡した。ただ、健康保険については、「夫の扶養になっている方がいい。」と言われた気もするが、保険証をもらったかは定かではない。

証拠となるものは無いが正社員として働き、保険料は引かれていたので、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び当時の同僚の証言から、申立人が昭和 63 年 11 月 24 日から平成 3 年 10 月 2 日までの期間において、A 事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人は、社会保険庁の記録から、申立人の夫が勤務していた株式会社 B において、昭和 50 年 3 月から夫の被扶養者として認定されていることが確認できる上、61 年 4 月 1 日から平成 3 年 12 月 1 日までの期間については、国民年金第三号被保険者として届出がなされていることが確認できる。

また、A 事業所では、申立人について、「勤務時間、勤務日数が少ないパート従業員であったため、健康保険及び厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している上、申立人が当時の同僚として記憶している 3 人のうち 1 人は、申立人と同様にパート従業員であったため厚生年金保険に加入していなかったことが確認できる。

さらに、社会保険庁が管理するA事業所の職歴審査照会回答票に申立人の加入記録は無く、整理番号に欠番もみられない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月ごろから 63 年 2 月ごろまで  
② 平成 2 年 6 月ごろから 7 年 4 月 1 日まで

申立期間①については、A市町村の有限会社Bで正社員として働いていた。申立期間②については、C市町村のD株式会社で正社員として働いていた。

しかし、社会保険事務所から、平成 7 年 4 月 1 日にE株式会社で厚生年金保険に加入した記録はあるが、申立期間①及び②については、加入記録が無いと言われた。

いずれも健康保険証を会社からもらった記憶がある。厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録から、申立人が昭和 60 年 11 月 25 日から 61 年 5 月 24 日までの期間において、有限会社Bに勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、有限会社Bが厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年 12 月 1 日であり、申立期間①当時、同社は厚生年金保険の適用事業所とはなっていなかったことが確認できる。

また、F市町村が保管する国民健康保険給付台帳の記録により、申立人は、昭和 60 年 8 月 26 日から平成 7 年 4 月 2 日までの期間は国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、有限会社Bにおいて、平成元年 12 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得している被保険者のうち、社長については昭和

53年9月26日から、申立人が記憶している元同僚については59年1月1日から、それぞれ平成元年12月1日までの期間については、国民年金に加入していたことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、雇用保険の記録から、申立人が平成4年4月1日から7年3月31日までの期間において、D株式会社及びその親会社であるE株式会社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、E株式会社から提出された申立人の給与明細書（現存する平成5年7月から7年3月までのもの）により、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、同社からは、「臨時社員であったため健康保険及び厚生年金保険の適用はしていなかった。」旨の回答が得られた。

また、申立人は、雇用保険の記録により、平成2年4月1日から同年11月16日までの期間は別の事業所に勤務していたことが確認できる上、F市町村が保管する国民健康保険給付台帳の記録により、昭和60年8月26日から平成7年4月2日までの期間は国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月 12 日から 45 年 4 月 15 日まで  
A株式会社B事業所で勤務した期間は厚生年金保険に加入していないとされたが、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、季節工の募集に応募してA株式会社B事業所に勤務していたと主張するところ、雇用保険の記録から、昭和 44 年 6 月 12 日から 45 年 4 月 14 日までの期間において同事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A株式会社では、「当社が保管する健康保険厚生年金保険加入台帳及び社員カードのいずれにも申立人の記録は無かったので、厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。」と回答している上、同事業所の当時の社会保険事務担当者は、「季節雇用者の場合は、健康保険及び厚生年金保険の加入手続はしていない。仕事の都合により雇用期間が延びた場合でも、途中から厚生年金保険に加入させることもなかった。」と回答している。

また、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の記録は無く、健康保険の番号に欠番もみられない。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月から 43 年 3 月末まで  
昭和 42 年秋から、A 氏（故人）の仲介で、B 株式会社 C 事業所で冬期間の季節労働者として働いた。一緒に働いた同郷の同僚の中には厚生年金保険の加入記録がある者もいるのに、自分の加入記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び当時の同僚の証言から、申立人が昭和 42 年 11 月 1 日から 43 年 4 月 13 日までの期間において B 株式会社 C 事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間当時の同僚から、「（申立期間の）昭和 42 年度からは、職場のリーダーであった D 氏（故人）から、国民年金と重複すると損をするから、厚生年金保険には加入しない方がいいと言われた。」、「会社では、厚生年金保険の加入確認をしていた。」との証言が得られた上、昭和 42 年度中に勤務していながら厚生年金保険の加入記録が無い同僚が 8 人みられ、すべての季節労働者が厚生年金保険に加入していたわけではなかったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、健康保険証を受け取った記憶が無いとしている。

さらに、社会保険事務所が保管する B 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の加入記録は無く、申立期間の健康保険番号に欠番もみられない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。